

## 会 議 議 事 録

1 会議名	第1回長岡市職員不正行為再発防止検討委員会
2 開催日時	平成31年1月28日（月曜日） 午前10時から午前11時15分まで
3 開催場所	アオーレ長岡 東棟4階 大会議室
4 出席者名	(委員) 水澤委員長 高見委員 中野委員 金子委員 茨木委員 渡邊委員 大滝委員 佐藤委員 安達委員 大塚委員 小山委員 金澤委員 菫沢委員 (冒頭あいさつのみ) 磯田市長 (アドバイザー) 高橋弁護士 (事務局) 大滝総務部長、江田人事課長ほか関係職員
5 欠席者名	なし
6 次第	1 開会 2 市長あいさつ 3 議題 (1) 当委員会の設置要領について (2) 今回の不正行為の概要等について (3) 再発防止策の検討における論点の確認について (4) 今後の進め方について 4 その他 5 閉会
7 会議資料	別添のとおり
8 議事概要	別添のとおり

# 第1回長岡市職員不正行為再発防止検討委員会 議事概要

## 1 全体について

### <事務局>

- ・資料No. 1 から資料No. 4 について説明。

### <委員>

- ・3つの論点も必要だが、今回問題になっている入札・契約・工事関係を深掘りする必要がある。

### <アドバイザー>

- ・今回発生した不祥事の対策を考えるに当たっては、真相を解明して、はじめて有効な対策が考えられるわけだが、現在捜査中であるため、今得られる情報の中で、最大限の対策を考えなければならない。
- ・公正取引委員会が作成した冊子「入札談合の防止に向けて」では、官製談合防止に向けた発注機関の取組みとして、次の4つを規定しているので、これらを念頭に置きながら議論していく必要がある。

#### I 職員が入札談合等に関与しないよう遵守すべきことを定めた「規定の整備」

- ①秘密情報の内容の明確化とその周知
- ②外部からの働きかけに対する対応
- ③発注担当職員向けマニュアルの作成

#### II 職員に入札談合等に関与させないための「体制の整備」

- ①発注担当部課室と契約担当部課室の分離
- ②人事上の配慮（長期間同一のポストへの配置を避ける）
- ③第三者機関の設置（当該年度ごとに入札の精査）

#### III 法令順守意識向上のための「職員教育」

- ①研修の実施

#### IV その他

- ①発注関係事務の外部委託先に対する取組（業者への研修）
- ②再就職先の把握（再就職者への研修）

## 2 職員の公務員倫理保持のための指針

### <委員>

- ・公務員倫理の保持というのは、非常に幅広いテーマである。入札の問題に絞るのか、それとも、情報漏えいが問題であるとすれば、公務員の守秘義務全体を対象とするのか。
- ・今回は入札の問題であり、まずそれをしっかりやらなければならない。それ以外にも職員が外部に不正に情報を漏えいするケースは想定されるので、公務員倫理のルールとしてはそれらも検討する必要があると思う。

## 3 職員と利害関係者との関係のルール

### <委員>

- ・職務の中で利害関係者との関わり方で迷う場面があるので、具体的な行動規範を明示する必要がある。

### ＜アドバイザー＞

- ・発注機関として、外部から様々な働きかけがあるかもしれないが、担当者だけにとどめておかず、例えば、その内容を文書化して、上司に報告することを義務付ける制度を考える必要がある。
- ・個々の職員の倫理観を高めることは大切だが、それだけでは不祥事を防止できないことがあるので、客観的な体制や制度的に不祥事ができない仕組みを構築していくことが大切である。

## 4 情報管理の在り方

### ＜委員＞

- ・書類を保管するキャビネットの施錠はもちろん、専用のミーティングコーナーを設け、無断で業者が執務室に入れないようにするなどの対策は、徹底している。
- ・設計、積算、入札のプロセスで、どういう情報が発生して、それが誰によって、どう管理されているのかを、プロセスごとに確認、検証する必要がある。

### ＜アドバイザー＞

- ・何が秘密なのかという秘密情報の内容の明確化とその周知がポイントである。

## 5 入札制度・積算方法

### ＜委員＞

- ・検証が大事であり、市民の理解を得るための情報公開もすべきである。
- ・最低制限価格と落札価格が一致することは、比較的積算が容易な工事を中心に、他の自治体でもあり、それが業者の努力、積算能力の向上によるものなのか、不正等の問題があったのか。結果だけでは判然としない場合もある。第三者の目を見ていただくことは必要である。
- ・一般の人には、額が一致していることが不信感につながっている。これまでの案件もしっかり検証したうえで、市民の理解が得られる対策を検討、実施していくことが必要。
- ・他市町村・県・国との入札制度を比較し、長岡市の入札制度の課題と解決策を検討する必要がある。

### ＜アドバイザー＞

- ・官製談合防止法第8条の違反は、入札行為の公正を害する行為であり、何が公正を害する行為なのかという観点から方策を考えていくことが必要である。何をやったらいけないのか、公務員として守るべきことは何か、検証する必要がある。

## 6 次回に向けて

- ・今日、出ている意見について、必要となる情報、資料を幅広く集め、次回以降の議論ができるようにしていきたい。
- ・タイムスケジュールについて、論点を絞って、年度末までにまとめた。一方、中間でも報告できること、実施できる対策はすぐに実施し、さらに検討すべきことは年度を越えてでも徹底した検討を行いたい。